

田浦中学校いじめ防止基本方針（抜粋版）

平成26年3月策定・令和2年4月改訂・令和3年3月改訂

令和5年4月改訂・令和6年4月改訂・令和7年4月改訂

1 本校のいじめ防止基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条を参酌して）

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止のために・・・いじめに対する基本的認識・・・

- ◎いじめは、どの学校でもどの学年・学級でも、どの生徒にも起こり得るとの認識に立つこと
- ◎いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ◎いじめ問題は、学校や教職員としてのあり方が問われているとの認識に立つこと
- ◎いじめ問題の解決に向けて、いじめられる側（被害者）の立場に立った指導を行うこと
- ◎いじめ問題の解決に向けて、組織的に取り組むことが必要であるとの認識に立つこと
- ◎いじめ問題は、家庭や地域と連携して取り組むことが必要であるとの認識に立つこと

2 めざす学校像

明るく、楽しく、地域のより所となる学校

- ◎ 明るく、秩序と活力ある学校
- ◎ 潤いとゆとりのある学校
- ◎ 特色を活かした地域とともにある学校

3 めざす生徒像

「自主、誠実、躍進」の校訓を体現した生徒の育成

- 豊かな感性を持ち、自主的に行動する生徒（自主）
- 礼儀正しく誠実で、責任を果たす生徒（誠実）
- 夢、目標を持ち、実現に向かって努力する生徒（躍進）

4 めざす教師像

生徒と共に学び、共に伸びる教師

- ◎ 自らの感性で生徒の良さを見抜くよう努力する教師
- ◎ 態度と行動で範を示せる教師
- ◎ よい環境づくりに努める教師
- ◎ 人間関係を大切にする教師

5 いじめ問題に取り組む校内組織

(1) いじめに係る情報集約担当者の設置

- 本校におけるいじめにかかる情報の窓口を一元化するため、「生徒指導主事」を情報の集約等に係る「情報集約担当者」とする。
- 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、情報集約担当者に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげることとする。

(2) 生徒指導部会・生徒理解の日

- 生徒指導部会：生徒指導主事が中心となって隔週1回、課題を抱えている生徒についての現状や指導について情報交換を行い、共通認識に基づき、共通実践について話し合う。
- 生徒理解の日：隔週1回（生徒指導部会のない金曜日）、職員朝会時に生徒指導の面から担任より報道し、いじめに関わる情報の情報交換を行う。

- (3) 「いじめ防止対策委員会」を校務分掌に位置づける。構成員は、校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、学年主任等とし、年1回以上開催する。なお、緊急事態等があれば臨時に開催し、必要に応じて、SC、SSW、心の教室相談員等出席を依頼する。

(4) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- いじめの相談があった場合、当該学年主任、担任を加えて、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取扱を考慮しながら、情報集約担当者に窓口を一元化し、教職員が共有するようにする。
- いじめの疑いに関する情報についても情報集約担当者が収集するとともに記録する。
- 指導や支援の体制・対応方針の決定を行う。また、保護者との連携等、組織的に実施するための中核を担う。

6 基本的な行動指針

(1) いじめ防止（未然防止）の措置

① 基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、田浦中学校全職員で取り組んでいくことは必要不可欠である。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や我々教職員と信頼できる関係をつくることである。そのために、授業や部活動など学校教育活動全体を通して生徒と関わるのが重要になってくる。

本校区では、平成31年度・令和2年度熊本県教育委員会指定「子どもたちによるいじめ防止推進事業」に取り組んできた。子供たちは誰もが、学校で楽しく過ごしたいと思っている。誰もが勉強やスポーツを頑張っていきたいという気持ちを持っている。そのような思いを踏みにじるのがいじめである。本校では、これまでの教育実践や2年間の研究成果を大切に、生徒同士のよりよい人間関係、生徒と教職員の信頼関係を深めながら、生徒会活動等を通して、生徒自らがいじめを許さない集団へと高めるよう取り組んでいく。

② いじめの防止のための措置

ア) いじめについての共通理解

いじめの定義や態様、特質、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議、生徒指導部会等で周知を図り、普段から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、生徒に対しても、全校朝会や学級活動、人権集会や定期的に行っている教育相談などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、人権集会で決めた各学年の目標を具体的に列挙して、目につく場所に掲示したり、朝夕に生徒と確認したりするなど、より具体的に何がいじめなのかを共通理解し、学校全体で取り組んでいく。

イ) いじめをしない、させない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。そのために「①基本的な考え方」に示したように、「スマイル集会（構成的グループエンカウンター）」において、コミュニケーションスキルを培い、互いの考えや思いを知り、自分で考え判断できる取組を行っていく。

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。

また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動（部活動やスポーツクラスマッチ等）、読書等で発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うことは当然のことである。特に、教職員全員が生徒の状況をしっかりと共通理解することは必須である。そのうえでいかなることがあってもいじめを受けている生徒の側に立って対応するようにし、また、障がい（発達障がいを含む）等についても、適切に理解した上で、生徒に対して指導する必要がある。

エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校教育全体を通して、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身につけていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。生徒も自ら長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めていくことが期待される。

オ) いじめ防止に向けた取り組み計画

主な取組等 集団づくりに関する行事等	道徳科関連内容項目 B－3 友情・信頼	相談活動
・生徒総会 ・体育大会 ・小中合同引渡訓練 ・人権集会 ・文化祭・音楽コンクール ・葦北郡音楽会 生徒会主催スマイル集会 (毎月1回)	学校重点目標 C1 1 公正 公平 社会正義 C1 5 よりよい学校生活 D1 9 生命の尊さ 学年重点目標 【1年】B8 友情・信頼 【2年】A1 自主 自立 自由と責任 【3年】B6 思いやり 感謝	教育相談アンケート (教育相談前に実施) 第1回教育相談 (各学期1回) 心のアンケート(県教委)

7 保護者、地域との連携

- (1) 生徒が発する変化のサインに気づいたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便りや学校HP、道徳等の公開授業等で伝えて、理解と協力をお願いするなど、情報を発信する。
- (3) P T Aや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いをすすめることをお願いする。
- (4) いじめ問題が起きたときには被害生徒及び加害生徒の家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集め、指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

なお、緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処理（5W1Hについて可能な限り把握する。）とともに教頭に報告する。また、状況によって緊急に（校内）いじめ防止対策委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。

法28条第1項に規定する重大事態が発生したときには、重大事態発生時対応マニュアルに沿って対応する。

8 その他

学校評価においては、年度ごとの取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

学校は、いじめ防止基本方針に沿った対応を確実にを行い、すべての子どもたちにとって「夢実現 潤いと輝きにあふれる学校」となるように、全力を注ぐ。